

令和8年度 座間市の小学校給食費について（予定）



国は、学校給食費の抜本的な負担軽減支援策として「給食費負担軽減交付金」を創設し、令和8年度の支援基準額を全国一律で児童1人につき一月5,200円と設定しました。

本市の小学校給食費は月額5,300円のため、国の支援基準額との差額として、児童1人あたり月額100円が生じることとなります。

➡ 差額100円は保護者負担??

この差額については、令和7年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を令和8年度予算に繰り越して活用し、毎月の差額100円を補うこととします。

その結果、令和8年度については保護者の給食費負担は求めない方針としています。

国の学校給食費の抜本的な負担軽減支援策
基準額 5,200円

+

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
100円



座間市の給食費 月額5,300円

令和8年度 保護者負担0円

➡ 【課題】

- ・負担軽減支援策の基準額5,200円 ⇒ 毎年度変動する可能性あり
- ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 ⇒ 令和9年度以降、措置されるか不明
- ・本市の小学校給食費5,300円 ⇒ 物価動向により令和9年度以降も据え置きになるかは未定